



2022年5月12日

各 位

会 社 名 ライト工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 阿久津 和浩
(コード：1926 東証プライム)
問合せ先 専務取締役経営企画本部長 西 誠
(TEL. 03-3265-2555)

定款の一部変更について

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案14条(電子提供措置等)は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
 - ② 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以上

(新 設)

(新 設)

(新 設)

附 則

第 1 条 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

第 2 条 前条及び本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前条の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。